

先着順

市有財産売却のご案内

【東川口、西川口地内】

長岡市財務部管財課財産マネジメント室
長岡市大手通2丁目6番地（フェニックス大手イースト6階）
電話：0258-39-2211（直通）

目次

	ページ
○ 申込みから所有権移転登記までの流れ	1
○ 市有財産売却要項	
I 本件不動産の表示及び価格	2
II 申込みについて	2～4
1 申込期間及び受付場所	
2 申込資格	
3 申込方法	
4 申込時に持参していただくもの	
5 申込みにあたっての留意事項	
III 契約について	4
1 契約の締結	
2 売買代金等の支払い方法	
3 所有権の移転等	
IV その他	4～5

○ 申込書類等様式

- 様式 1 市有財産買受申込書
- 様式 2 同意書
- 様式 3 誓約書
- 様式 4 委任状
- 様式 5 市有財産買受申込取下書
- 様式 6 市有財産買受辞退届

○ 資料

- 資料 1 位置図
- 資料 2 物件調書等
- 資料 3 土地売買契約書（案）

申込みから所有権移転登記までの流れ

※詳しい内容については、本文をお読みください。

①申込み (P 2 ~ 4)

- 申込受付期間：令和6年2月13日（火）から
（土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く、
午前8時30分から午後5時15分まで）
- 申込受付場所：長岡市 財務部 管財課 財産マネジメント室
（長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階）

②買受人の決定

- 「市有財産買受申込書」等の受理後、申込者を買受人と決定します。
※買受人が買受けを辞退する場合は、市有財産買受人決定通知書の交付日の翌日から3日以内に届出ることとし、それ以降は辞退できないものとします。

③契約の締結 (P 4)

- 契約締結期限：市有財産買受人決定通知書の交付日の翌日から7日以内
※契約締結に必要な収入印紙は、落札者の負担とします。

④売買代金の納入 (P 4)

- 契約締結後、30日以内に一括で売買代金を納入してください。

⑤物件の引渡し及び所有権移転登記 (P 4)

- 売買代金の納入完了を確認後、売却物件を引渡し、長岡市が所有権の移転登記を行います。
※所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

市有財産売却要項

本要項は、今回売却する長岡市所有地（以下「本件不動産」という。）を先着順で売却するにあたり、必要な事項を定めるものです。

この物件の買受けを希望される方は、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

I 本件不動産の表示及び価格

物件番号	区分	不動産の表示	売却価格
1	土地	地番：長岡市東川口字東浦 342 番 12 地目：宅地 面積：170.26㎡ 備考：第一住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）、川口都市計画区域（非線引き）	2,213,380 円
2	土地	地番：長岡市西川口字川岸 1210 番 5 地目：宅地 面積：479.11㎡ 備考：第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）、川口都市計画区域（非線引き）、川岸地区地区計画	5,461,854 円
3	土地	地番：長岡市西川口字川岸 1210 番 22 地目：宅地 面積：266.79㎡ 備考：第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）、川口都市計画区域（非線引き）、川岸地区地区計画	3,948,492 円
4	土地	地番：長岡市西川口字川岸 1210 番 31 地目：宅地 面積：377.00㎡ 備考：第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）、川口都市計画区域（非線引き）、川岸地区地区計画	6,032,000 円
5	土地	地番：長岡市西川口字川岸 2139 番 10 地目：宅地 面積：246.23㎡ 備考：第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）、川口都市計画区域（非線引き）、川岸地区地区計画	3,865,811 円

II 申込みについて

1 申込受付期間及び受付場所

<申込受付期間>

令和6年2月13日（火）から

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除きます。

<申込受付場所>

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市財務部管財課財産マネジメント室（電話：0258-39-2211（直通））

2 申込資格

個人又は法人が申込資格者となります。ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ア 成年被後見人
 - イ 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 破産者で復権を得ていない者
- (2) 過去3年間に、次の各号の一に該当する行為を行った者。また、その者を代理人として使用する者
 - ア 入札において、その公正な執行を妨げる行為又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する行為
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
 - エ 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用する行為
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (5) 暴力団員と認められる者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

者

- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (8) 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。(9)において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (9) 法人にあっては、その役員のうち(5)から(7)までのいずれかに該当する者がある者

3 申込方法

市有財産買受申込書（様式1）に必要書類を添えて、申込受付場所に直接持参してください。なお、電話・郵送・ファックス・メールによる申込みは受けません。

4 申込時に持参していただくもの

- (1) 市有財産買受申込書（様式1）
- (2) 個人の場合は買受申込者本人の住民票の写し（1通）（発行から3箇月以内で、本籍・続柄および個人番号の記載のないもの。）
法人の場合は現在事項全部証明書（1通）（発行から3箇月以内のもの。）
- (3) 同意書（様式2）（2 申込資格(1)ーイに該当する場合）
- (4) 誓約書（様式3）（過去2年以内に市に提出したことがある場合は、不要です。）
- (5) 委任状（様式4。代理人により申込みをしようとする場合のみ。）
- (6) 印鑑（必要書類に既に押印してある場合は不要です。）

5 申込みにあたっての留意事項

市有財産買受申込みの取下げは、市有財産買受申込取下書（様式5）を提出してください。

なお、既に市から買受人と決定している者で市有財産の買受けを辞退する場合は、市有財産買受人決定通知書の交付日の翌日から3日以内に市有財産買受辞退届（様式6）を届け出ることとし、それ以降は辞退できないものとします。

Ⅲ 契約について

1 契約の締結

- (1) 買受人は、市有財産買受人決定通知書の交付日の翌日から7日以内に管財課において、契約の締結を行っていただきます。期日までに契約を締結されない場合は、買受人の決定は無効となります。
- (2) 契約締結に要する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担とします。

2 売買代金等の支払い方法

- (1) 契約締結後、市が発行する納入通知書により、30 日以内に売買代金を一括納付してください。
- (2) 所有権の移転登記は市で行いますので、市が用意する国税収納金納付書により、登録免許税を金融機関に納入し、領収証書を市まで届けてください。

3 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入完了を確認後、速やかに所有権が移転するものとします。
- (2) 本件不動産の引渡しは、売買代金納入完了確認後、速やかに行います。
- (3) 本件不動産の所有権移転登記は、売買代金及び登録免許税納入完了確認後、速やかに市が手続きします。

IV その他

- 1 本件不動産を売却するにあたり、現状有姿での引渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は必ず買受人自身で確認してください。
- 2 本件不動産の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行ってください。
- 3 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて買受人において行ってください。
- 4 本件不動産の地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っておりません。なお、調査にかかる費用については、買受人の負担とし、市は、このことによる一切の損害賠償等の責任を負わないものとします。
- 5 その他、本件不動産に関する特筆すべき事項について、入札参加者は資料「物件調書」中、特記事項欄を必ずご確認ください。
- 6 先着順受付のため、既に売却済みである可能性がありますので、ご了承ください。
- 7 その他不明な点については、表紙連絡先までお問い合わせください。

【留意事項】

受付開始日の令和6年2月13日（火）から2月26日（月）までの申込みは同時申込みとして受付け、複数の申込みがあった場合は2月28日（水）に実施する抽選により買受人を決定します。

なお、2月26日までに申込みがなかった場合は、2月27日（火）から先着順で買受人を決定します。